

令和8年度愛媛県印刷入り封筒広告事業取扱業者募集要項

1 趣旨

この要項は、愛媛県が県庁本庁舎において郵送等に使用する「愛媛県の印刷入り封筒」に有料広告を表示するための広告取扱業者の募集に関し、必要な事項を定めるものである。

2 広告を表示する封筒

愛媛県庁本庁舎で購入する封筒（県産クラフト紙〈100〉、サイド貼り、1色刷、古紙配合率40%）

角形2号（年間購入見込 7万枚）

長形3号（年間購入見込 7万枚）

3 募集の内容等

（1）募集する広告取扱業者

角形2号、長形3号：各1業者

（2）募集広告の内容

ア 広告の位置

上記封筒の裏面

イ 広告枠の大きさ

角形2号：左右200mm以内×天地220mm以内

長形3号：左右100mm以内×天地160mm以内

ただし、角形2号については、上記を4枠に分割しているため、1枠ごとに広告主を選定することができる。

ウ その他

（ア）広告主及び表示する広告の募集は、広告取扱業者が行うこと。

（イ）広告の掲載については、愛媛県広告事業実施要綱、愛媛県広告事業の実施に関する表示基準、愛媛県印刷入り封筒広告掲載要領及び愛媛県印刷入り封筒広告掲載仕様書に従うこと。

（ウ）掲載しようとする広告は、その内容等について表示前に県の審査を受けなければ表示することができない。また、県からの内容等の修正等の指示を受けた場合には、これに従わなければならない。

（エ）広告原稿の作成に要する費用は、広告取扱業者が負担すること。

（オ）愛媛県印刷入り封筒広告事業の実施に当たり、広告取扱業者は、県と広告事業に関する契約を締結する必要がある。（別添契約書（案）参照）

（3）広告掲載期間

令和8年7月1日から令和9年3月31日までの購入分。

ただし、購入した封筒が令和9年4月1日以降に残っている場合は、優先的に使用するものとする。

※令和7年4月1日から令和8年3月31日までの購入分がなくなり次第、使用する。

4 見積参加者に必要な資格

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 広告取扱業者にあつては、知事の審査を受け、広告代理業務を主たる業務として営業品目「401 広告・宣伝」について、令和5年度から令和7年度までの製造の請負等に係る競争入札に参加する資格を有すると認められている者であること。
- (3) 見積書提出期限の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中でない者であること。

5 契約参加手続き等

(1) 募集要項等の掲載期間及び掲載場所

掲載期間：令和8年3月2日（月）から令和8年3月13日（金）まで

掲載場所：県ホームページ

(2) 見積書の提出

ア 応募者は、次により見積書（別記様式）を直接又は郵送により県に提出しなければならない。
電送による提出は、認めない。

(ア) 提出期限：令和8年3月13日（金）午後5時15分

郵送の場合は、提出期限までに必着のこと

(イ) 提出先：松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁第一別館1階

愛媛県 総務部総務管理局財産活用推進課 財産管理グループ

イ 応募者は、見積書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に押印をしておかなければならない。ただし、金額部分の訂正は、認めない。

ウ 見積金額は、消費税及び地方消費税込みの額を記載すること。

6 採用者の決定

- (1) 有効な見積書を提出した者であつて、予定価格以上の最高の価格でもって申込みをしたものを契約の相手方とする。
- (2) 採用となるべき同価格の見積書を提出した者が2人以上あるときは、後日、県が指定する日時に当該見積書を提出した者にくじを引かせ、採用者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価格の見積書を提出した者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ採用者を決定するものとする。
- (4) 採用者を決定したときは、速やかに、採用者を決定したこと、採用者の氏名及び採用額を、採用者とされなかった応募者に通知するものとする。
- (5) 採用者が指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、採用の決定を取り消すものとする。

7 契約書の作成

- (1) 契約の相手方が決定したときは、県の指示により契約書（別添契約書（案）参照）の取り交わしをするものとする。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約者が契約の相手方と契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

8 契約保証金

愛媛県会計規則（昭和45年規則第18号）第152条から第154条までの規定による。

9 その他

- (1) 見積参加者又はその代理人は、この募集要項、愛媛県広告事業実施要綱、愛媛県印刷入り封筒広告掲載要領、愛媛県印刷入り封筒広告掲載契約書（案）及び愛媛県印刷入り封筒広告掲載仕様書等を熟読し、遵守すること。
- (2) 提出された書類等は、返却しない。

10 問合せ先

〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県 総務部総務管理局財産活用推進課 財産管理グループ

電話 089-912-2255

(別記様式)

見積書

令和 年 月 日

愛媛県知事 中村時広 様

見積者

住 所

商 号
又は名称

代 表 者
職 氏 名

印

角形2号 円

ただし、令和8年度愛媛県印刷入り封筒広告事業

上記のとおり愛媛県会計規則を遵守し、契約条項を承認のうえ見積りいたします。
なお、上記金額には消費税及び地方消費税を含む。

見積書

令和 年 月 日

愛媛県知事 中村時広 様

見積者

住 所

商 号
又は名称

代 表 者
職 氏 名

⑩

長形3号 円

ただし、令和8年度愛媛県印刷入り封筒広告事業

上記のとおり愛媛県会計規則を遵守し、契約条項を承認のうえ見積りいたします。
なお、上記金額には消費税及び地方消費税を含む。